

改正	平成2年11月1日規則第19号 平成4年12月25日規則第30号 平成6年3月25日規則第9号 平成7年12月27日規則第22号 平成9年12月25日規則第22号 平成10年12月10日規則第39号 平成11年11月25日規則第37号 平成12年12月28日規則第32号 平成14年10月21日規則第42号 平成17年3月31日規則第16号 平成18年3月28日規則第6号 平成18年10月24日規則第36号 平成20年3月12日規則第9号 平成22年5月31日規則第27号 平成24年7月2日規則第26号 平成24年9月26日規則第31号 平成25年10月31日規則第36号 平成26年6月30日規則第13号 平成26年9月30日規則第21号	平成3年12月26日規則第25号 平成5年12月20日規則第29号 平成6年12月28日規則第37号 平成9年1月23日規則第1号 平成10年8月12日規則第29号 平成11年3月30日規則第15号 平成12年9月29日規則第26号 平成13年11月30日規則第33号 平成15年12月15日規則第37号 平成17年12月22日規則第31号 平成18年9月25日規則第29号 平成19年9月28日規則第22号 平成20年9月30日規則第40号 平成24年5月30日規則第23号 平成24年8月27日規則第30号 平成24年12月21日規則第39号 平成25年12月25日規則第39号 平成26年9月1日規則第18号
----	--	--

(目的)

第1条 この規則は、青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第45号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父または母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第5条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父または母の配偶者（第5条に定める程度の障害の状態にある父または母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

- (3) 父または母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）
(条例第3条第1項の規則で定める対象者)

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を張り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者および同法の規定にもとづくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができない者とする。

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第9条 **条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設**は、条例第6条に規定する対象者および対象者にかかる国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国または地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号または第4号に該当する児童であつて、かつ、父または母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父または母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもののまたは母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書によりひとり親等（父または母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母または父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）にかかるものを除く。）および条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父または母に限る。）がその監護する児童の母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内

容とするものを除く。次条第1項において同じ。)にかかるとする。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税にかかる地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等にかかるものを除く。)、退職所得金額および山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引にかかる雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額、同条第12項に規定する条約適用配当等の額ならびに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父または母に限る。)がその監護する児童の母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益にかかる所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号または第10号の2に規定する控除を受けたものについては、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額または配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者(父または母を除く。)については、27万円(当該控除を受けた者(父または母を除く。)が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除にかかる所得の額

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有にかかる住宅、家財または主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(条例第5条の医療証の交付申請)

第14条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法または社会保険各法による被保険者、組合員もしくは被扶養者であることを証する書類

(2) 認定調書(様式第2号)

(3) 戸籍の謄本または抄本

(4) 世帯員全員の住民票の写し

(5) ひとり親等および扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

(6) ひとり親等および扶養義務者等の前年度の課税の状況を証する書類

(7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、

前項第2号から第5号までおよび第7号の書類の添付を省略することができる。

- 3 青梅市長（以下「市長」という。）は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第3号の1）を交付する。ただし、そのうち次条に定める者と決定したときは、医療証（様式第3号の2）を交付する。また、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する法第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の法に規定する後期高齢者医療の被保険者が法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費にかかる食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）および入院時生活療養費にかかる生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定にかかる高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号に定める者の区分にかかわらず44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定にかかる高額療養費算定基準額は、令第15条第2項各号に定める者の区分にかかわらず12,000円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第15条 条例第6条第2項に規定する規則に定める者は、ひとり親等および扶養義務者等が当該年度分の市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されない者または市町村の条例で定める市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減額または免除）

第16条 市長は、法第69条第1項により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額（食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を除く。）について、減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書（様式第5号）に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対して一部負担金減免証明書（様式第6号）を交付し、また、前項に規定する要件に該当しないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期限）

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、翌年1月1日に更新する。

（医療証の返還）

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、または失ったときは、医療証再交付申請書（様式第8号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、または汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例）

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法または社会保険各法により対象者にかかる療養費または療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所もしくは薬局またはその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号によるときは、診療費または家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者にかかる療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。また、第1項第2号によるときは、同号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。

(条例第8条の規則で定める届出)

第21条 条例第8条第1項に規定する届出は、申請事項変更(消滅)届(様式第10号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、現況届(様式第11号)に認定調書、ひとり親および扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類および養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(様式第13号)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書(様式第12号)により当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第10条第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度にかかる債権譲渡について(様式第14号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(様式第15号)により行うものとする。(添付書類の省略)

第24条 市長は、この規則により申請書または変更届もしくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成2年11月1日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成2年12月以前の所得の制限および所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則(平成3年12月26日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成3年12月以前の所得の制限および所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成4年12月25日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年12月以前の所得の制限および所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成5年12月20日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成5年12月以前の所得の制限および所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
付 則 (平成6年3月25日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年3月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
付 則 (平成6年12月28日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年12月以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則 (平成7年12月27日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年12月以前の所得の制限については、なお従前の例による。
付 則 (平成9年1月23日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成8年12月以前の所得の制限については、なお従前の例による。
付 則 (平成9年12月25日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
付 則 (平成10年8月12日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号(7)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成10年12月10日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成11年3月30日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則 (平成11年11月25日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、平成12年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成11年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年9月29日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年12月31日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成12年12月28日規則第32号)

この規則は、平成13年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則 (平成13年11月30日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成14年10月21日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。ただし、第11条、第12条第1項、同条第2項第2号、同項第4号、第14条第1項第7号、同条第2項、第21条第2項、別表3、様式第1号・第11号、様式第3号の1および第3号の2の改正規定は平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号・第11号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成15年12月15日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の青梅市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則 (平成17年3月31日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月22日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成18年3月28日規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1号の規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成18年9月25日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第14条の2および第16条の規定は、平成18年10月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、平成18年9月30日以前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の規則第12条の規定は、平成19年1月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、平成18年12月31日以前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成18年10月24日規則第36号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

付 則（平成19年9月28日規則第22号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成20年1月1日

(2) 略

付 則（平成20年3月12日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第3号の1による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の様式第3号の1による医療証とみなす。

3 この規則施行の際、改正前の規則様式第1号、様式第8号および様式第6号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年9月30日規則第40号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則（平成22年5月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成24年5月30日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条の規定 平成25年1月1日

（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表3

の規定は、平成25年1月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、平成24年12月31日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成24年7月2日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成24年8月27日規則第30号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

付 則（平成24年9月26日規則第31号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2） 略

（3） 第3条の規定 平成25年1月1日

付 則（平成24年12月21日規則第39号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

付 則（平成25年10月31日規則第36号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

付 則（平成25年12月25日規則第39号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

付 則（平成26年6月30日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養にかかる医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成26年9月1日規則第18号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成26年9月30日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成27年12月31日以前の療養にかかる第1条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下この項および次項において「改正後の規則」という。）第11条および第12条第1項の規定の適用については、改正後の規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養にかかる改正後の規則第11条および第12条第1項の規定の適用については、改正後の規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とある

のは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金ならびに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

別表1

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表2

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- （備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等または児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等または児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）

別表4

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等または児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等または児童のうち1人を除いた扶養親族等または児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表5

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

様式第1号・第11号

（第14条、第21条関係）

様式第2号（第14条関係）（1）

様式第2号（第14条関係）（2）

様式第2号（第14条関係）（3）

様式第2号（第14条関係）（4）

様式第2号（第14条関係）（5）

様式第2号（第14条関係）（6）

様式第2号（第14条関係）（7）

様式第2号（第14条関係）（8）

様式第2号（第14条関係）（9）

様式第3号の1

（第14条関係）

様式第3号の2

（第14条関係）

様式第4号
(第14条関係)
様式第5号
(第16条関係)
様式第6号
(第16条関係)
様式第7号
(第16条関係)
様式第8号
(第19条関係)
様式第9号
(第20条関係)
様式第10号
(第21条関係)
様式第12号
(第22条関係)
様式第13号
(第21条関係)
様式第14号
(第23条関係)
様式第15号
(第23条関係)